

【温泉の定義】

※ 温泉

温泉は、昭和23年に制定された「温泉法」により、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で、表1の温度又は物質を有するものと定義されています。

表1

1. 温度(温泉源から採取されるとき温度)		摂氏25度以上
2. 物質(以下に掲げるもののうち、いずれか一つ)		
物質名	含有量(1kg中)	
溶存物質(ガス性のものを除く。)	総量1,000mg以上	
遊離炭酸(CO ₂)(遊離二酸化炭素)	250mg以上	
リチウムイオン(Li ⁺)	1mg以上	
ストロンチウムイオン(Sr ²⁺)	10mg以上	
バリウムイオン(Ba ²⁺)	5mg以上	
フェロ又はフェリイオン(Fe ²⁺ ,Fe ³⁺)(総鉄イオン)	10mg以上	
第一マンガンイオン(Mn ²⁺)(マンガン(Ⅱ)イオン)	10mg以上	
水素イオン(H ⁺)	1mg以上	
臭素イオン(Br ⁻)(臭化物イオン)	5mg以上	
沃素イオン(I ⁻)(ヨウ化物イオン)	1mg以上	
ふっ素イオン(F ⁻)(フッ化物イオン)	2mg以上	
ヒドロヒ酸イオン(HA ₅ O ₄ ²⁻)(ヒ酸水素イオン)	1.3mg以上	
メタ亜ヒ酸(HA ₅ O ₂)	1mg以上	
総硫黄(S)[HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ Sに対応するもの]	1mg以上	
メタほう酸(HBO ₂)	5mg以上	
メタけい酸(H ₂ SiO ₃)	50mg以上	
重炭酸そうだ(NaHCO ₃)(炭酸水素ナトリウム)	340mg以上	
ラドン(Rn)	20(百億分の1キュリー単位)以上	
ラジウム塩(Raとして)	1億分の1mg以上	

※ 療養泉

療養泉とは、温泉(水蒸気その他のガスを除く。)のうち、特に治療の目的に供しうるもので、表2の温度又は物質を有するものと定義されています。

表2

1. 温度(温泉源から採取されるとき温度)		摂氏25度以上
2. 物質(以下に掲げるもののうち、いずれか一つ)		
物質名	含有量(1kg中)	
溶存物質(ガス性のものを除く。)	総量1,000mg以上	
遊離炭酸(CO ₂)(遊離二酸化炭素)	1,000mg以上	
銅イオン(Cu ²⁺)	1mg以上	
フェロ又はフェリイオン(Fe ²⁺ +Fe ³⁺)(総鉄イオン)	20mg以上	
アルミニウムイオン(Al ³⁺)	100mg以上	
水素イオン(H ⁺)	1mg以上	
総硫黄(S)[HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ Sに対応するもの]	2mg以上	
ラドン(Rn)	30(百億分の1キュリー単位)以上	